

平成二十八年県議会九月定例会一般質問

自民改革会議 東堂陽一

(ゆっくりと)

私は自民改革会議の所属議員として通告に従い一括方式で、知事、副知事、関係部局長、及び警察本部長に当面する県政の諸課題についてお伺いをいたします。

はじめに、地方創生の実現に向けた取組に

ついてのうち、地方版規制改革会議について

伺います。

国の規制改革会議議長から、全国の地方公共団体首長に対し、地方版総合戦略を推進する観点から、その阻害要因となり得る地方公共団体の規制・制度の検証等を行う「地方版規制改革会議」の設置について検討するよう依頼がなされ、本県では、これを受けて、“ふじのくに”規制改革会議を設置することとし、県民からの規制改革に関する提案を広く募集しているとのことでした。

国の法律、政令、省令や通達をはじめ、地方公共団体の条例、規則、要綱などに定められた規制は、制定当初はその必要性・有益性が認められていたものでありますが、その後の社会構造や経済情勢等の変化に応じてその役割、影響も変化し、事業者や個人の活動の妨げとなってしまう場合があります。

そこで、国では、数次にわたり規制改革の調査審議機関での審議が行われ、主に経済成長の観点から、多様な分野での規制緩和がな

されてまいりました。一方、いわゆる岩盤規制については既得権益層の抵抗で規制緩和が進まないといわれており、規制改革の道のみが進まないことも現実です。このような中、政府は第二次安倍内閣の発足後に立ち上げた「規制改革会議」の後継組織として「規制改革推進会議」を設置し、引き続き規制改革に取り組んでいくこととしたところです。

県においても、行政改革の一環として、あるいは産業成長のために規制改革に取り組ん

でまいりました。しかしながら、社会情勢は刻々と変化するものであり、国においても地方においても、規制を見直すことにゴールはないものと考えます。

規制改革の本丸は国の法令や通達であるものとは思いますが、地方公共団体の条例等についての規制改革も地方創生を進めるためにより効果的であり、“ふじのくに”規制改革会議による県や市町の取組に期待しているところであります。そこで、**地方創生の実現に向けた規制改**

革にどのように取り組んでいくのか、県の所

見を伺います。

(ゆっくりと)

次に、内陸のフロンティアの推進について

伺います。

内陸フロンティア推進区域は、五月の第五

次指定で十一市町十三区域が指定され、第一

次指定から累計で、三十三市町六十六区域と

なっています。

私の地元である掛川市では、八つの推進区域の指定を受けて、経済成長を促す工業団地や6次産業化施設等の設置のほか、豊かな暮らし空間を実現する住宅団地の整備等を並行して進めています。

これらの推進区域の取組は、人口減少が進む中、働く場を設け、人の流れを呼び込むものであり、今後、地域が活性化し、発展していくための礎として大いに期待しています。

この実現に当たっては、特に、複数の推進

区域の指定を受け、多岐に渡る分野に取り組む市町の場合、財政面はもちろんのこと、分野ごとに専門的な知識や技術が必要となります。

このため、市や町が単独で進めるには荷が重く、人的、財政面等での県の支援は欠かせないものと言えます。

現行の推進区域に対する支援策として、財政支援や金融支援などが用意され、市町の取組の具体化を後押ししており、大変心強く思

っています。

しかし、推進区域の事業を進める中で、必ずしも順調なものだけでなく、何らかの理由で計画より遅延することがあり、主体である市町だけでなく、県も、一緒になってその課題に対応していくことが求められます。

今後、「内陸のフロンティア」を拓く取組の

具体化に向け、県は、どのように支援してい

くのかを伺います。

(ゆっくりと)

次に、地域農業の振興について伺います。

本県では、お茶やみかん、イチゴなど、多彩で高品質な農産物が生産され、地域ごとに特色ある農業が展開されています。

昨年三月末に、国で策定された今後十年の農業施策の方向性を示す「新たな食料・農業・農村基本計画」では、農業の成長産業化を促進する「産業施策」と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を、

車の両輪として進めるとされております。

県では、「経済産業ビジョン」において、本県農業行政の基本指針として、ビジネス経営体を核とした農業構造の構築を掲げ、様々な対策を講じてきました。

さらに、本年度は、県政で重点的に取り組む3つの戦略の一つとして、農林水産業の強化を掲げ、マーケティング戦略の策定や競争力の高い農産物の生産拡大など、攻めの農業を推進しようとしています。

私の地元掛川市でも、借地により大規模な水田経営を行う農業法人が出てきており、企業の経営が増えていくと認識しています。

一方で、ファーマーズマーケットに農産物を出荷して頑張っている農家や、小規模ながら、野菜や果樹などの産地を支えている農家も多く存在しており、地産地消や農地の保全など、小規模な農家が様々な面で地域農業に果たしている役割は大きいと考えられます。

今後、食のグローバル化や自由貿易の進展

により、農業分野でも国内外の競争はますます激化し、より一層、農業の構造改革が求められますが、地域農業を持続的に発展させていくためには、ビジネス経営体の育成とあわ

せ、小規模な農家への視点を含めた施策が必

要と考えられますが、今後、県では新たな農

政の展開をどう進めていくのか伺います。

(ゆっくりと)

次に、放射線・放射能の状況とモニタリン

グ体制の強化について伺います。

平成二十三年三月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、多量の人工放射性物質が放出され、東日本を中心とする広い範囲に広がりました。その影響は、県内の放射線・放射能の測定値にも表れ、小さな子供を持つ母親をはじめとする県民の、放射線による被ばくへの不安は大きなものでした。

当時、県は、可搬型モニタリングポストを

臨時に設置し、その後には常設型モニタリングポストを増設するなど、環境放射線モニタリングの体制を強化して、環境中の放射線・放射能を測定するとともに、その測定結果についてはホームページ等を活用して速やかに公表し、県民の不安の解消に努めてくれました。

福島第一原子力発電所の事故から約五年半を経過した現在は、事故で発生した人工放射性物質の影響が弱まり、その分、放射線・放

射能の測定値も低下していると聞いています。

まず、本県における環境放射線・放射能の状

況について、県の所見を伺います。

一方、福島第一原子力発電所の事故の後、

県は、原子力災害対策重点区域の拡大や防災
資機材の増設など、原子力防災の体制を強化
してきました。

国の原子力災害対策指針や、この指針に基
づき今年三月に県が策定した浜岡地域原子力
災害広域避難計画では、原子力発電所の緊急

事態の発生時、住民避難の範囲等は、空間放射線量率の測定値に基づき決定されるとして
います。福島第一原子力発電所の事故による
影響は弱まり、放射線・放射能の測定値が低
下しても、環境放射線モニタリングの重要性
は増しており、さらなる体制強化が必要と考
えます。

そこで今後、県は、どのように環境放射線

モニタリングの体制の強化を図るのか、併せ

て伺います。

(ゆっくりと)

次に、里親制度の推進について伺います。

家族を基本とした家庭は、子どもの成長にとって自然な環境であり、保護者による虐待等が明らかとなった場合でも、まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することが大切です。

しかしながら、そうした支援に努めてもなお、様々な理由により家庭での養育が困難

な場合に、そうした子どもを家庭に迎え入れて養育を行っていたただく里親制度は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、基本的信頼感、自己肯定感を育むことが期待できるなど、子どもの健全な育成を図る上で、大変有意義な制度です。

里親制度の概念が異なるなど、単純な比較はできませんが、欧米主要国では、社会的養護の対象となる子どものうち、概ね半数

以上が里親委託であるとのこと。一方、我が国の社会的養護における里親等委託の割合は、平成二十六年末現在、全国で十六・五パーセントに止まっています。そうした中で、本県においては、その割合は二十七・二パーセントと全国的にも高い水準にあり、私もその取組を評価しています。

しかし、そうした現状に満足することなく、本県における里親委託の更なる推進を期待するものでありますが、委託児童の中には、

虐待経験等の生い立ちから様々な問題を抱える子どもも多く、日々、一対一の関係で子どもの養育を一身に担う里親の方々の負担は大きく、家庭に迎え入れた後に、子育てに悩みや不安を抱える里親も多いと伺っています。こうした里親へのサポートは大変重要です。

今般の児童福祉法の改正においても、国・地方公共団体の責務として、子どもが家庭で適切な養育を受けられない場合は、里親

等家庭と同様の環境における養育を推進すること等が明記されました。

そこで、今回の法改正も踏まえ、県として、

里親委託の推進にどのように取り組んでい

くのかを伺います。

(ゆっくりと)

次に、子供の貧困対策について伺います。

我が国では、非正規雇用の増加などにより、世帯間の格差が拡大しており、経済的に困窮

する世帯に育つ子供が増えています。

子どもの貧困率は十六・三%と過去最高を記録し、約六人に一人が貧困の状態とされ、ひとり親家庭では約二人に一人と特に厳しい状況に置かれています。

「貧困」という言葉からは、生死に関わる「絶対的貧困」をイメージしがちですが、問題となっているのは、経済的な理由で普通の生活を送ることが難しい「相対的貧困」です。

NHKのニュースで生活困窮を訴えた女子

高生に対して、趣味にお金を使っていること
に対する批判があったように、「相対的貧困」
は、外からわかりにくい面がありますが、子
供に与える影響は大変大きいものがあります。

健康状態の悪化、劣等感や諦め感を抱きや
すい、学力の低下、進学や就職に不利など、
その影響は大人になっても続き、さらに次の
世代であるその子供にまで及ぶことが問題と
なっています。

このような貧困の連鎖を断ち切るためには、

課題を抱える家庭や子供をできるだけ早期に
発見し、地域において適切な支援につなげて
いくことが重要です。

また、子供たちが孤立せず、自らの将来を
諦めることなく、前向きに切り拓いていくた
めには、子供への直接的な支援にも取り組む
必要があります。

県では、平成二十八年三月に「静岡県子ども
の貧困対策計画」を策定し、スクールソー
シャルワーカーの全市町配置や生活保護世帯

の子供の高校進学率向上などを数値目標に掲げていますが、市町や関係団体とも連携して、計画を積極的かつ着実に推進していくことが求められます。

そこで、県としてこれらの目標を達成するため、どのように取り組んでいるのかを伺います。

(ゆっくりと)

次に、自動車運転代行業の適正な運営につ

いて伺います。

(ゆっくりと)

自動車運転代行業は、昭和五〇年代から、公共交通機関が十分に発達しておらず、自家用車が移動手段として不可欠な地域において営業が始まり、その後、地方都市を中心に発展、普及してきた事業です。

この自動車運転代行業は、飲酒した者に代わって自動車を運転する役務を提供する事業として、飲酒運転の防止に一定の役割を果たす一方で、自由に営業することができたため、

交通事故の多発、不適正業者による白タク行為や料金の不正收受等の問題が見受けられるなど、その業務の適正な運営がなされていない状況にあったことから、平成十四年「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」が制定され、業務の適正な運営を確保するとともに、交通の安全及び利用者の保護が図られていくところです。

さて現在、飲酒運転根絶に向け、県警察では飲酒運転により交通事故を起こした運転者

に対する危険運転致死傷罪の適用や飲酒運転
に対する取締りを強化しているほか、県、市
町、酒類の販売業者及び提供飲食店などと連
携したハンドルキーパー運動を展開して、
「飲酒運転をしない、させない」環境作りを
推進しています。

自動車運転代行業は、飲酒した客に代わり、
客の自動車を運転し客と自動車を自宅まで送
り届けるサービスを行っていますが、今年の
全国における飲酒運転事故件数を法律制定前

の平成十三年と比較しますと、5分の1にまで減少していることをみましても、自動車運転代行業がハンドルキーパー運動などを通じて飲酒運転根絶に大きく寄与していると考えられるところではあります。

しかし、全国では自動車運転代行業者が客の車両を運転中に起こした交通死亡事故が毎年発生し、法律制定前と変わらない状況にあること、また、県民から、不適切な料金設定を行っている事業者や乗務員への安全教育、

車両のメンテナンスなどを疎かにしている事業者がいるとの意見が寄せられるなど、自動車運転代行業者の規範意識の低下が危惧されるところです。

そこで、県民が安心して運転代行業を利用するためには、運転代行業者の安全対策の向上や適正料金の設定に向けた取組など、適正な運営を行うことによる、信頼性の向上が不可欠と考えますが、県ではどのような取組を行っているのかを伺います。

以上について答弁を求めます。